

## 公益財団法人富山市民文化事業団定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人富山市民文化事業団という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山県富山市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民の文化活動の振興に資する事業を行い、もって魅力ある市民文化の創造に寄与することを目的とする。

(公益目的事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 芸術文化の創造及び発信
- (2) 芸術文化の提供及び普及
- (3) 芸術文化に関する情報の収集及び提供
- (4) 芸術文化活動拠点施設の管理運営
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、富山県において行うものとする。

(収益目的事業)

第5条 この法人は、前条の公益目的事業の推進に資するため、次の収益目的事業を行う。

- (1) 公益目的事業以外の施設の貸与
- (2) 文化施設等の利便性を向上させる事業
- (3) その他公益目的事業の推進に資する事業

### 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠であると理事会及び評議員会により定めた財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し理事会

の決議を経て、定時評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始の前日までに富山県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項各号に掲げる書類及び次の書類を、毎事業年度の終結後3か月以内に富山県知事に提出しなければならない。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第1項第3号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員5名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産

によって生計を維持している者  
ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者  
へ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成 11 年法律第 91 号)第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人と親族その他特殊の関係がある者の数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が、含まれてはならない。

(任期)

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

4 評議員に異動があつたときは、2 週間以内に登記し、延滞なくその旨を富山県知事

に届けなければならない。

(報酬等)

第 14 条 評議員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

## 第 5 章 評議員会

(構成及び議長)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選によって定める。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任並びに理事及び監事の選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 決算の承認
- (4) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (5) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (7) 前各号に定めるもののほか、評議員会で決議するものとして一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。)に規定する事項及びこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する場合には、理事長は、評議員会の開催日の 2 日前までに、評議員に対して書面をもって、通知しなければならない。
- 4 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、法令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該理事長は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
- 5 第 3 項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を、開催することができる。

(定足数)

第 19 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事が評議員の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を示したときは、その事項の評議員会へ報告があったものとみなす。

3 前2項に定めるもののほか、評議員会の決議及び報告の省略に関する事項は、法令の定めるところによる。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長のほか、出席した評議員のうちからその評議員会において選出された議事録署名人の1名以上がこれに記名押印する。

(評議員会運営規則)

第23条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上12名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とし、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長及び常務理事をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任等)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。
- 5 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、この法人に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
  - (2) 理事会に出席し、意見を述べること。
  - (3) 必要があると認めるときは評議員会に出席し、意見を述べること。
  - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
  - (5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任によって退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 理事又は監事に異動があった時は、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を富山県知事に届け出なければならない。

（役員解任）

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって

解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第30条 役員は、無報酬とする。ただし、常務理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の実任の免除)

第32条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く、議決に加わることのできる3分の2以上の同意により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、免除することができる。

(芸術監督等)

第33条 この法人に芸術監督及びプロデューサーを置くことができる。

- 2 芸術監督及びプロデューサーは、理事長が理事会の承認を得て任命する。
- 3 芸術監督及びプロデューサーに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第7章 理事会

(構成及び権限)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

3 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任

- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備
- 4 第2項第1号に定めるこの法人の業務執行の決定(前項の規定に定めるものを除く。)について、特に緊急の必要があるため理事会を招集する時間的余裕がないことが明らかである場合は、第2項の規定にかかわらず、理事長がこれを決定することができる。この場合において、理事長は直近の理事会にこれを報告しなければならない。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。ただし、法人法第93条第3項又は同法第101条第3項に該当する場合は、この限りではない。

- 2 理事会を招集する者は、理事会開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示した書面、又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

- 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第26条第3項に規定する理事の職務の執行状況の報告については、適用しない。
- 3 前2項に定めるもののほか、理事会の決議及び報告の省略に関する事項は、法令の定めるところによる。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、議事録に記名押印する。ただし、代表理事が出席しない場合は、出席した理事及び監事が議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条、第5条及び第12条についても適用する。

### (解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、富山市に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、富山市に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

### (設置等)

第45条 この法人に事務局を置き、職員の任免は法令で別段の定めがある場合を除き理事長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (帳簿及び書類の備付け)

第46条 理事長は、この法人の主たる事務所に、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

(1) 定款

(2) 認定、許可等及び登記に関する書類

(3) 評議員会及び理事会の議事に関する書類

(4) 事業計画書及び収支予算書

(5) 事業報告、収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表並びにこれらの附属明細書

(6) 財産目録

(7) 監査報告

(8) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第48条第2項に定める規定による。

## 第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第 47 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動の状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (個人情報の保護)

第 48 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 11 章 補則

### (委任)

第 50 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は、犬島 伸一郎及び菊川 順良とし、理事長は犬島 伸一郎、常務理事は菊川 順良とする。